

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から59年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月から59年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

昭和49年10月当時、A社（現在は、B社）を退職し、自営業として会社を立ち上げ国民年金に切り替えた。申立期間の国民年金保険料は、C信用金庫で前納により夫婦一緒に納付していた。未納とされていることに納得がない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和57年3月から61年3月までの期間については、記録上、未加入期間となっていたが、申立人が57年3月の時点で資格喪失する事由は見当たらない上、当該期間のうち、59年4月から60年3月までの期間については、申立人名義の口座から国民年金保険料が引き落とされていたことから、社会保険事務所において平成21年1月に職権で納付済みへと記録訂正されている。

また、この記録訂正の際に申立期間①及び②は被保険者期間となったが、このうち、昭和57年3月については、誤った資格喪失処理が行われる前は納付済みとなっていたことから、当然に納付済み期間へ記録訂正する必要がある。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料はC信用金庫で前納により夫婦一緒に納付していたと主張しているとおおり、申立人の妻は昭和52年度から60歳になる平成9年度まで約17年間、国民年金保険料を前納で納付していることが確認できる上、申立人も申立期間を除き、その妻の前納期間は前納で国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人の妻は、国民年金加入期間すべての保険料を納付している上、夫婦は国民年金の加入期間の大部分を前納で納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA学園における資格取得日を昭和50年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

B学園に勤務していたが、昭和50年4月1日付けで同じ事業主体の運営するA学園に異動になり、引き続き勤務した。給与は同年4月1日からA学園により支給され、保険料も控除されていた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B学園及びA学園の事業主体たるC事業団（現在は、D事業団）が保管する勤務記録カード及び雇用保険の記録並びに事業主の回答から判断すると、申立人は、同事業団に継続して勤務し（昭和50年4月1日にB学園からA学園に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年5月の社会保険事務所における記録から、11万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和50年5月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、事業主及び複数の同僚の供述によれば、申立期間において20人以上の従業員を雇用し、社会福祉事業を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において、適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年6月1日から36年4月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を34年6月1日、資格喪失日を36年4月15日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から36年4月まで

旧姓Bさんと一緒にA社で勤務していた。住み込みで生活も一緒にしていた。同じ勤務なのに私の厚生年金保険被保険者期間が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社において住み込みで日用雑貨の出荷業務に従事していたことは複数の同僚の証言から推認できる。

また、申立人の勤務期間について、申立期間以前に在職していた同僚の証言及び申立人が記憶している同僚の氏名が当時の在職者と一致する上、昭和34年3月に女性店員が退職した直後の欠員補充であることがうかがえることから判断すると、申立人は少なくとも同年4月からA社で勤務していたものと推認できる。

さらに、申立期間以後の昭和36年6月に退職した同僚が、「私の方が少し遅く退職した」と証言していることと、申立人が「昭和36年4月の中旬で退職した」と陳述していることが符合していることから判断すると、申立人は少なくとも同年4月15日まではA社で勤務していたものと推認できる。

加えて、申立人と入社時期が近い同僚は、自身の入社日を昭和34年3月20日としているところ、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年5月1日となっていることを踏まえると、申立人も同様の取扱いがなされたものと推認できる上、社会保険事務所の記録によれば、A社において申立人と同種の業務に従事していた女性従業員全員について、厚生年金保険被保険者の記録が確認でき、その多くの厚生年金保険被保険者の資格取得日は、1日付けと

なっていることから判断すると、申立人の同資格取得日は、同年6月1日と認められる。

一方、申立期間のうち、昭和34年4月から同年5月31日までの期間については、前述の同僚の証言及び社会保険事務所の記録から判断すると、事業主は、入社と同時に厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえ、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和34年6月1日から36年4月15日までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事していた同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は昭和34年6月から36年3月までの保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和34年1月1日及び37年1月26日）と、資格取得日（昭和34年5月1日及び37年2月1日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を9,000円とし、申立期間②の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月1日から同年5月1日まで
② 昭和37年1月26日から同年2月1日まで

昭和33年に臨時の現場採用の運転手としてA社に入社し、平成10年に退職するまで継続して勤務したが、厚生年金保険の加入期間が5か月間空白となっている。昭和49年に正社員になるまでは日給であった。当時の給与は現金支給のため証明になる資料は何も無いが、A社における申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間に係る申立人の健康保険加入記録について確認したところ、C健康保険組合は、「申立人は昭和33年7月1日から平成10年6月1日まで継続して加入しており、途中で資格を喪失し再取得したことは無い」と回答していることから、申立人は、申立期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間①について、申立人と同時期にD所（当時は、E所）に勤務した上司に照会したところ、「昭和33年12月から34年5月ごろまでE所に申立人と一緒に勤務した」と回答しているほか、申立期間において当該上司及び複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録はいずれも継続している。

さらに、申立人は、「昭和33年夏に大規模な災害があり、復旧工事^{きゅうきよ}で急遽D所に行くことになった」と供述しているところ、F整備計画（案）によれば、昭和33年7月にG水系で大規模な災害があり、このことについて、当該上司

も「洪水で災害復旧が大変だった」と回答している。

一方、申立期間②について、申立人は、「昭和37年1月ごろはH所に勤務していた」と供述しているが、同僚は、「昭和36年から38年ごろにかけてI所で申立人と一緒に働いた」と証言しているほか、当該同僚は申立期間において厚生年金保険の被保険者記録がいずれも継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は両申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和33年12月の社会保険事務所の記録から9,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、36年12月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年1月から同年4月までの期間及び37年1月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和47年9月6日に申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月6日から47年9月6日まで

昭和45年5月10日にA社に入社後、47年9月6日まで健康保険証を返したことは無い。国民年金の手続も退職後すぐにしており、1年もの間、年金期間が空くことは無い。国民年金と厚生年金保険に1年のずれがあるのは不自然であるので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社が保管している社員名簿によると、申立人の資格得喪年月日欄には「退職47.9.5」と記帳されている。

また、元同僚の証言及び申立人が所持している昭和46年10月、47年4月及び同年6月の社員旅行の写真から、申立人は申立期間中、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は昭和46年9月6日となっている。しかし、同原票に記入された健康保険証の返納年月日から、申立人を含む3名について、同年8月及び同年9月の資格喪失の処理が47年9月20日に行われていることが推認される。申立人を含む2名について、46年10月1日の定時決定記録が確認できる上、申立人以外の2名の資格喪失年は同年から47年に訂正されている。これらの記録を前提とすると、申立人が46年9月6日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する昭和47年9月6日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所が管理する被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年11月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月9日から21年1月7日まで

昭和20年11月、A社に採用され、同月B支店に配属された後、57年2月に定年退職するに至るまで一貫して勤務した。入社時の辞令及び申立期間を含む在職証明書を提出する。当地の一流企業であり、辞令及び在職証明書は信頼のおけるものであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書、従業員名簿及び申立人が提出した入社時の辞令から、申立人が申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚等の「当時、試用期間は無かった」旨の証言及び事業主の「原則として、新入社時に厚生年金保険と健康保険は一体加入させ、保険料は控除していた」旨の回答が得られた上、社会保険事務所の記録によれば、当該同僚のうち同時期に入社した同僚の記憶する入社日は、厚生年金保険被保険者の資格取得日とおおむね一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年1月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年5月1日から36年7月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日を35年5月1日、資格喪失日を36年7月19日とし、申立期間の標準報酬月額を35年5月及び同年6月は3,000円、同年7月から同年9月までの期間は5,000円、同年10月から36年4月までの期間は7,000円、同年5月及び同年6月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から36年7月19日まで

中学卒業後、義兄の紹介でA社に就職した。昭和35年4月から36年7月までパンの袋詰め、ケーキ製造の仕事をし、住み込みで働いた。慰安旅行時や、会社の門での写真も残っている。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社において勤務していたことは、ほぼ同時期に申立期間に勤務していた者を含め複数の同僚が証言していること、及び申立人が同僚と撮影した写真に、昭和36年12月まで使用された「A社」の商号が写っていることから推認できる。

また、申立人と同時期の昭和35年4月ごろに入社したとする上記同僚を含む9人の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも同年5月1日となっていることが確認でき、いずれの同僚も申立人と同様に寮に住み込み、申立人と同種の業務であったと証言している。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立人が入社したと推認される年の前後の昭和34年3月19日と36年5月1日において、中学を卒業して新規採用されたと思われる女性2人についても、厚生年金保険被保険者の資格取得が確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和35年4月については、上記の同僚の証言から勤務していたことは推認できるものの、これらの同僚はいずれも厚生年金保険

の加入記録が同年5月1日となっていることから、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間において申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和35年5月1日から36年7月19日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和34年3月*日に中学を卒業して新規採用されたと思われる同僚の社会保険事務所が管理する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿から、35年5月及び同年6月は3,000円、同年7月から同年9月までの期間は5,000円、同年10月から36年4月までの期間は7,000円、同年5月及び同年6月は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和35年5月から36年6月までの保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月、同年10月、同年11月、13年1月から同年5月までの期間、同年7月、同年8月及び同年10月から14年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月
② 平成12年10月及び同年11月
③ 平成13年1月から同年5月まで
④ 平成13年7月及び同年8月
⑤ 平成13年10月から14年2月まで

平成14年5月ごろ、転職してまとまったお金ができたので、納付時期は定かでないがA市B区役所の窓口で、過去の未納保険料を約20万円まとめて納付した。

納付した時に期限切れ又は金額が足らなかったため2か月ほど納付できなかった月があると思うが、15か月も未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年5月ごろ、転職してまとまったお金ができたので、A市B区役所の窓口で、過去の未納保険料を約20万円まとめて納付したと述べているが、国民年金保険料の収納事務に係る取扱いが改正された同年4月以降、A市の区役所では国民年金保険料は収納しておらず、同区役所内にある金融機関の出張所では、C銀行の歳入代理店にはなっていなかったため、過年度分の国民年金保険料は収納できなかったことが確認できた。

また、申立期間は5回に及ぶ上、申立期間①から⑤までの期間は近接しており、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付を自ら行ったにも関わらず、納付時期や納付方法等についての記憶が曖昧であるため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から57年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から57年11月まで
初めは、母親が納付し、結婚(昭和42年)後は、妻が納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初めは、申立人の母親が納付し、結婚(昭和42年)後は、申立人の妻が納付したはずであると主張しているが、申立人が所持する年金手帳は厚生年金保険の資格取得した記載があるもので、申立期間に係る資格記録の記載は無い上、申立人は申立期間当時の国民年金手帳の交付を受けた記憶も無いことから、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母親は既に亡くなっており証言を得ることができない上、申立人の妻も申立期間の申立人の国民年金保険料の納付方法等について、具体的な記憶は無く、申立期間当時、申立人の母親及び申立人の妻が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年6月から40年2月まで
会社を辞めた後、昭和37年ごろ上京し、仕出屋の「A店」に入店し、その際店主が国民年金及び国民健康保険に加入してくれた。私の国民年金が未加入・未納とは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の店主が国民年金の加入手続をし、その後納付をしていたはずであると主張しているが、申立人が所持する年金手帳は厚生年金保険の資格取得した記載があるもので、申立期間に係る資格記録の記載は無い上、申立人は申立期間当時の国民年金手帳の交付を受けた記憶も無いことから、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の勤務先の店主は既に亡くなっており証言を得ることができない上、申立期間当時、その店主は国民年金に加入していないことから、申立期間当時、その店主が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から49年3月まで

昭和50年ごろだと思うが、今職場で国民年金保険料を一時金で納付すると最初から支払ったことになるという話を聞き、当時の社長に勧められたこともあり、A市役所で国民年金の加入手続をし、同市役所の窓口で、金額は定かではないが、以前勤めていた会社を辞めたところまで、さかのぼって支払った記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、さかのぼって納付した国民年金保険料額は、多くても4万円ないし5万円程度であり、10万円を超える金額を納付した記憶は無いと述べており、申立期間について、昭和50年当時実施していた第2回特例納付で納付したと仮定しても、申立人の主張する金額では、実際の保険料額と乖離する。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、関係人の証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで

私の今の記憶では、会社からあなたにこれだけ払うとか、払ったとかという説明を受けた覚えも無い。私は自分の厚生年金保険というものはずっとあったと思っており、平成 7 年ころ、社会保険事務所で年金記録を確認した際、「あなたは、退職金と一緒に支払われている」と言われてびっくりした。

脱退手当金を請求したことも受領したことも無いので、支給記録を取り消し、年金として支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人が勤務していたA社B工場（現在は、C社）は、「当時、退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていた」と回答しているほか、申立人と同時期に脱退手当金の支給記録がある複数の同僚は、当該事業所から退職する際、脱退手当金の説明があった旨の証言をしていることから、申立人に対しても同様の説明がされていたことがうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年3月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月 1 日から 60 年 4 月 30 日まで
② 昭和 61 年 10 月 7 日から 62 年 10 月 1 日まで

昭和 55 年 6 月 1 日から 60 年 4 月 30 日まで A 社に勤務しており、健康保険証が欲しかったので厚生年金保険にも加入していたと思う。また、B 社には途中で退職することなく継続して勤務していたが、61 年 10 月 7 日から約 1 年間の厚生年金保険の記録が無い。それぞれの申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る A 社は、申立人の勤務期間について、同社の保管する申立人の履歴書及び昭和 58 年度賃金支払状況一覧表の記載から、1 回目の入社が昭和 55 年 5 月 20 日（退職日は不明）及び 2 回目の入社が 58 年 1 月 7 日、退職が 59 年 3 月 31 日と確認できると回答していることから、申立期間の一部について、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所により提出された昭和 58 年度賃金支払状況一覧表（雇用保険の被保険者でない者）にパートとして申立人の記載があることから、雇用保険の被保険者でなかったことが確認できるほか、昭和 55 年 10 月 23 日に事業所が交付した休業証明書（事業主控）からも申立人はパート従業員であったことがうかがえるところ、当該事業所担当者は、「当時、パート勤務は社会保険に加入させていない」と回答している。

また、申立人の厚生年金保険加入状況について当該事業所に確認したところ、「資格取得届の控えをすべて確認したが、申立人の氏名は無かった」と回答している。

一方、申立期間②に係る B 社については、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは同僚の証言から推認できるものの、雇用保険の加入期間は厚生年金保険被保険者期間と一致しており、申立期間の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、当該事業所は平成 16 年 4 月 1 日に解散しており、当時の事業主に照

会したものの、資料が残っておらず、申立ての事実について確認することができないとの回答が得られたほか、申立期間②において厚生年金保険被保険者期間のある同僚からも、申立人の保険料控除に係る有力な証言を得ることはできなかった。

なお、申立人は両申立期間のうち、昭和 55 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間を除き、配偶者の C 健康保険（現在は、D 健康保険）の被扶養者として認定を受けていることから、申立人は当該健康保険及び厚生年金保険の被保険者として認識していた事情はうかがえない。

さらに、申立人は両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 11 日から 42 年 4 月 26 日まで

A信用金庫の時は、自分自身で請求をした覚えは無いが、何もかも信用金庫でやってもらって、脱退手当金を受給した記憶がある。

当時、B社では事務担当をしていたが、当該事業所のような中小企業で脱退手当金を請求できることを知らなかったし、方法も分からなかった。以後、当該事業所で何人か退職したが、請求した者は無く、自分も脱退手当金を受給した覚えは無い。また、社会保険事務所へ受領に行ったことも、郵便局に取りに行った覚えも無いため、脱退手当金支給記録を取り消して、年金として支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、A信用金庫とB社の厚生年金保険被保険者期間を合算して脱退手当金が支給されたことになっているA信用金庫に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無い上、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の申立期間及び申立期間以前の期間における2回の厚生年金保険者期間の被保険者台帳記号番号は、昭和41年12月12日に重複取消処理が行われており、同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後におけるB社で再取得した被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人の最終事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年9月13日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 22 日から 44 年 10 月 4 日まで

脱退手当金の請求は、昭和 45 年 3 月 12 日ではなく、44 年 10 月 4 日から 1 か月ないし 2 か月を経過して A 社を通じて社会保険事務所に提出されたと思う。しかし、同年 11 月 24 日から厚生年金保険に加入したことが判明したことから、社会保険事務所でこの脱退手当金請求書を保留としたところ、45 年 2 月 16 日に厚生年金保険の資格を喪失したため、先に提出されていた脱退手当金請求書の請求日を同年 3 月 12 日と書き改めたと思われる。この脱退手当金の支給決定は不法な処理と思うので、この脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金が支給されたとする当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には「脱」の表示が確認できる上、厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書は、脱退手当金の支給を決定した際に請求人に通知されるものであるが、申立人は当該通知書を所持しており、これが申立人に送付されたにもかかわらず、申立人が社会保険事務所に問い合わせもしなかったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したとする「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。